



長野県告示第295号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第 9 条第 2 項の規定により、中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、上伊那地域振興局及び木曽地域振興局並びに宮田村役場、上松町役場及び木曽町役場において縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 19 日

長野県知事 阿 部 守 一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
駒ヶ岳縦走線道路（歩道）事業	[路線] 駒ヶ岳縦走線（宮田村、上松町、木曽町）

自然保護課

長野県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 19 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画道路 3・3・5号城北線
- 2 都市計画を定める土地の区域
長野都市計画道路 3・3・5号城北線
昭和54年長野県告示第558号の土地の区域のうち、長野市大字長野字上長野の一部を変更する。
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県長野建設事務所及び長野市役所

都市・まちづくり課